

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	第2号被保険者に対する保険給付の支払の一時差止	
根拠法令・条項	介護保険法第68条第1項	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
処 分 基 準	<input checked="" type="radio"/> 設 定      ・ 設定できない      ・ 基準を公開できない  市町村は、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料又は掛金であって、その納期限又は払込期限までに納付しなかったものがある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、保険給付の支払方法を償還払いに変更する旨の記載並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載をすることができる。  [参考] 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第32条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第107条	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞      ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	